

浜松市告示第301号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同条第4項の規定のとおり告示し、同条第1項の申請書を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成30年4月23日

浜松市長 鈴木康友

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 名称及び住所並びに
代表者の氏名 | 株式会社ミダック 浜松市東区有玉南町2163番地
代表取締役 |
| 2 | 産業廃棄物処理施設
の設置の場所 | 浜松市北区引佐町奥山1397番195 他35筆 |
| 3 | 産業廃棄物処理施設
の種類 | 産業廃棄物の最終処分場
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハ) |
| 4 | 産業廃棄物処理施設
において処理する
産業廃棄物の種類 | 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、
政令第2条第13号廃棄物、特定有害廃石綿等 以上16品目 |
| 5 | 申請年月日 | 平成29年9月27日 |
| 6 | 縦覧の場所及び時間 | (1) 浜松市環境部産業廃棄物対策課
浜松市中区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎3階
閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで
(2) 引佐協働センター
浜松市北区引佐町井伊谷616番地の5
月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで |